

四日市市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 6 5 号

四日市市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

四日市市建築基準法施行細則（昭和 5 3 年四日市市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（中間検査申請書に添付する書類） 第 2 条の 3 省令第 4 条の 8 第 1 項第 4 号（第 2 号に掲げる建築物にあっては、省令第 4 条の 1 1 の 2 で準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。ただし、これらの図書のうち既に建築主事又は指定確認検査機関に提出した図書については、同種の図書を添付することを要しない。 (1) （略） (2) <u>法第 6 条第 1 項第 3 号</u>に規定する建築物にあっては、次に掲げる建築物の構造種別等に応じ、それぞれに定める図書 アからカまで （略） (3) （略） 2 （略） （建築物の定期報告） 第 3 条 （略） <u>2 省令第 5 条第 2 項の規定に基づく平</u>	（中間検査申請書に添付する書類） 第 2 条の 3 省令第 4 条の 8 第 1 項第 4 号（第 2 号に掲げる建築物にあっては、省令第 4 条の 1 1 の 2 で準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。ただし、これらの図書のうち既に建築主事又は指定確認検査機関に提出した図書については、同種の図書を添付することを要しない。 (1) （略） (2) <u>法第 6 条第 1 項第 4 号</u>に規定する建築物にあっては、次に掲げる建築物の構造種別等に応じ、それぞれに定める図書 アからカまで （略） (3) （略） 2 （略） （建築物の定期報告） 第 3 条 （略）

成 2 0 年国土交通省告示第 2 8 2 号第
 2 の規定に基づき、同告示第 1 第 1 項第
 1 号に規定する建築物の定期調査に規
 則で付加する項目、方法及び結果の判定
 基準は、次の表の（ア）欄に掲げる項目
 に応じ、同表（イ）欄に掲げる方法によ
 り実施し、その結果が同表（ウ）欄に掲
 げる基準に該当しているかどうかを判
 定することとする。

	<u>（ア）調査項 目</u>		<u>（イ） 調査 方法</u>	<u>（ウ） 判定 基準</u>
<u>建 築 物 の 内 部</u>	<u>防 火 設 備 （防 火 扉、 防 火 シャ ッタ ーそ の 他 こ れ ら に 類 す る も の に 限 る。 以 下 こ の 表 に お い</u>	<u>常 時 閉 鎖 し た 状 態 に あ る 防 火 扉 （各 階 の 主 要 な も の に 限 る。 以 下 「常 閉 防 火 扉」 と い う。）</u>	<u>目 視 又 は こ れ に 類 す る 方 法 （以 下「目 視 等」 と い う。） に よ り 確 認 す る。</u>	<u>物 品 が 放 置 さ れ て い る こ と 等 に よ り 常 閉 防 火 扉 の 閉 鎖 又 は 作 動 に 支 障 が あ る こ と。</u>

	<u>て同</u> <u>じ。)</u> <u>又は</u> <u>戸(令</u> <u>第1</u> <u>12</u> <u>条第</u> <u>19</u> <u>項第</u> <u>2号</u> <u>に掲</u> <u>げる</u> <u>戸に</u> <u>限る。</u> <u>以下</u> <u>この</u> <u>表に</u>	<u>の閉</u> <u>鎖又</u> <u>は作</u> <u>動の</u> <u>障害</u> <u>とな</u> <u>る物</u> <u>品の</u> <u>放置</u> <u>並び</u> <u>に照</u> <u>明器</u> <u>具及</u> <u>び懸</u> <u>垂物</u> <u>等の</u> <u>状況</u>		
	<u>おい</u> <u>て同</u> <u>じ。)</u>	<u>常閉</u> <u>防火</u> <u>扉の</u> <u>取付</u> <u>けの</u> <u>状況</u>	<u>目視</u> <u>等又</u> <u>は触</u> <u>診に</u> <u>より</u> <u>確認</u> <u>する。</u>	<u>取付</u> <u>けが</u> <u>堅固</u> <u>でな</u> <u>いこ</u> <u>と。</u>
		<u>常閉</u> <u>防火</u> <u>扉の</u> <u>扉、枠</u> <u>及び</u> <u>金物</u> <u>の劣</u>	<u>目視</u> <u>等に</u> <u>より</u> <u>確認</u> <u>する。</u>	<u>変形、</u> <u>損傷</u> <u>又は</u> <u>著し</u> <u>い腐</u> <u>食に</u> <u>より</u>

		<u>化及び損傷の状況</u>		<u>遮炎性能又は遮煙性能（令第12条第19項第2号に規定する特定防火設備等に限る。）に支障があること。</u>
		<u>常閉防火扉の固定の状況</u>	<u>目視等により確認する。</u>	<u>常閉防火扉が開放状態に固定さ</u>

				<u>れて</u> <u>いる</u> <u>こと。</u>
		<u>人の</u> <u>通行</u> <u>の用</u> <u>に供</u> <u>する</u> <u>部分</u> <u>に設</u> <u>ける</u> <u>常閉</u> <u>防火</u> <u>扉の</u> <u>作動</u> <u>の状</u> <u>況</u>	<u>扉の</u> <u>閉鎖</u> <u>時間</u> <u>をス</u> <u>トッ</u> <u>プウ</u> <u>オッ</u> <u>チ等</u> <u>によ</u> <u>り測</u> <u>定し、</u> <u>扉の</u> <u>質量</u> <u>によ</u> <u>り運</u> <u>動エ</u> <u>ネル</u> <u>ギー</u> <u>を確</u> <u>認す</u> <u>ると</u> <u>とも</u> <u>に、必</u> <u>要に</u> <u>応じ</u> <u>てプ</u> <u>ッシ</u>	<u>昭和</u> <u>4 8</u> <u>年建</u> <u>設省</u> <u>告示</u> <u>第 2</u> <u>5 6</u> <u>3 号</u> <u>第 1</u> <u>第 1</u> <u>号の</u> <u>規定</u> <u>に適</u> <u>合し</u> <u>ない</u> <u>こと。</u>

			<u>ユプ</u> <u>ルゲ</u> <u>ー</u> <u>ー</u> <u>ジ</u> <u>等</u> <u>に</u> <u>より</u> <u>閉鎖</u> <u>力</u> <u>を</u> <u>測定</u> <u>する。</u> <u>ただ</u> <u>し、3</u> <u>年以</u> <u>内に</u> <u>実施</u> <u>した</u> <u>点検</u> <u>の記</u> <u>録が</u> <u>ある</u> <u>場合</u> <u>にあ</u> <u>って</u> <u>は、当</u> <u>該記</u> <u>録に</u> <u>より</u> <u>確認</u> <u>する</u> <u>こと</u> <u>をも</u> <u>って</u>	
--	--	--	--	--

			足り る。	
	居室 の換 気	換気 設備 の作 動の 状況	各階 の主 要な 換気 設備 の作 動を 確認 する。	換気 設備 が作 動し ない こと。
		換気 の妨 げと なる 物品 の放 置の 状況	目視 等に より 確認 する。	換気 の妨 げと なる 物品 が放 置さ れて いる こと。
避難 施設 等	防煙 壁	可動 式防 煙壁 の作 動の 状況	各階 の主 要な 可動 式防 煙壁 の作 動を 確認 する。	可動 式防 煙壁 が作 動し ない こと。

<u>非常</u> <u>用の</u> <u>照明</u> <u>装置</u> <u>(予</u> <u>備電</u> <u>源を</u> <u>照明</u> <u>器具</u> <u>に内</u> <u>蔵し</u>	<u>非常</u> <u>用の</u> <u>照明</u> <u>装置</u> <u>の作</u> <u>動の</u> <u>状況</u>	<u>各階</u> <u>の主</u> <u>要な</u> <u>非常</u> <u>用の</u> <u>照明</u> <u>装置</u> <u>の作</u> <u>動を</u> <u>確認</u> <u>する。</u>	<u>非常</u> <u>用の</u> <u>照明</u> <u>装置</u> <u>が作</u> <u>動し</u> <u>ない</u> <u>こと。</u>
<u>たも</u> <u>のに</u> <u>限る。</u> <u>以下</u> <u>この</u> <u>表に</u> <u>おい</u> <u>て同</u> <u>じ。)</u>	<u>照明</u> <u>の妨</u> <u>げと</u> <u>なる</u> <u>物品</u> <u>の放</u> <u>置の</u> <u>状況</u>	<u>目視</u> <u>等に</u> <u>より</u> <u>確認</u> <u>する。</u>	<u>照明</u> <u>の妨</u> <u>げと</u> <u>なる</u> <u>物品</u> <u>が放</u> <u>置さ</u> <u>れて</u> <u>いる</u> <u>こと。</u>

3 (略)

4 (略)

5 (略)

(手数料の減免)

第 1 5 条 四日市市手数料条例(平成 1 2 年四日市市条例第 1 0 号。以下「手数料条例」という。)第 6 条の規定により、次に該当する場合においては、四日市市建築基準法等関係手数料条例(平成 1 9

2 (略)

3 (略)

4 (略)

(手数料の減免)

第 1 5 条 四日市市手数料条例(平成 1 2 年四日市市条例第 1 0 号。以下「手数料条例」という。)第 6 条の規定により、次に該当する場合においては、四日市市建築基準法等関係手数料条例(平成 1 9

年四日市市条例第 15 号。以下「建築基準法等関係手数料条例」という。) 別表第 1 及び別表第 2 の 2 から別表第 5 までに規定する申請手数料の額の 2 分の 1 の範囲内において当該申請手数料を減額することができる。 (1) (略) 2 から 4 まで (略)	年四日市市条例第 15 号。以下「建築基準法等関係手数料条例」という。) 別表第 1 及び別表第 3 から別表第 5 までに規定する申請手数料の額の 2 分の 1 の範囲内において当該申請手数料を減額することができる。 (1) (略) 2 から 4 まで (略)
--	--

第 4 号様式の 2 を次のように改める。

道路の位置の指定通知書

四日市市指令建築第 号
年 月 日

住所

氏名 様

四日市市長

建築基準法第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を指定したので通知します。

指定年月日： 年 月 日
指 定 番 号：第 号

1	道路の 地名地番	四日市市			
2	対象道路	図面上の符号	幅 員	延 長	関 係 地 番
			m	m	
			m	m	
			m	m	
			m	m	
			m	m	
			m	m	
3	備考				

第4号様式の4を次のように改める。

道路の変更
廃止通知書

四日市市指令建築第 号
年 月 日

住所

様

氏名

四日市市長

下記の道路について 変更 したので通知します。
 廃止

1 従前の建築基準法の道路種別	第４２条第 項第 号に規定する道路			
	第４２条第１項第５号に規定する道路の場合、指定年月日及び番号 年 月 日 第 号			
2 変更又は廃止した道路の地名地番	四日市市			
3 変更又は廃止した道路	図面上の符号	幅員	延長	関係地番
		m	m	
		m	m	
		m	m	
4 変更後の番号	第 号			
5 備考				

(注意) 4 欄は、第 4 2 条第 1 項第 5 号に規定する道路を変更する場合にのみ記載します。

第6号様式の2を次のように改める。

第6号様式の2(第11条関係)

認可通知書

第 年 月 日 号

申請者 様

四日市市長

上記による申請書及び添付図書に記載の建築協定について、建築基準法第 条第 項の規定に基づき、認可しましたので通知します。

記

- 1. 申請年月日 年 月 日
- 2. 協定区域の場所

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

第6号様式の4を次のように改める。

第6号様式の4(第11条関係)

認可通知書

第 年 月 日 号

申請者 様

四日市市長

上記による申請書及び添付図書に記載の建築協定の変更(廃止)について、建築基準法第 条 第 項の規定に基づき、認可しましたので通知します。

記

- 1. 申請年月日 年 月 日
- 2. 協定区域の場所

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規則は令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件等の一部を改正する告示（令和 6 年国土交通省告示第 9 7 4 号）による改正前の建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成 2 0 年国土交通省告示第 2 8 2 号）の規定による調査結果表（別記第 1 号）により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定より行われた調査については、なお従前の例による。

（都市整備部建築指導課）